

福井県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和5年11月14日付けて請求人に通知したので、これを公表する。

令和5年11月21日

福井県監査委員 五十嵐 昌子  
同 伊藤 和弘

## 第1 請求の内容

請求人による請求の内容は、次のとおりである（請求書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわない範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。）。

### 2022年度福井県議会政務活動費に関する職員措置請求書

「福井県政務活動費の交付に関する条例」は、政務活動費の収支報告書および収支報告書の内容を証する書類について、以下の通り定める。

即ち「福井県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）第10条（議長の調査等）は、「議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、当該収支報告書および領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「収支報告書等」という。）の内容を調査し、当該収支報告書等に記載された支出が第3条第2項の規定に適合した支出であることを確認しなければならない。」とし、第2項は「議長は、前項の規定により第3条第2項の規定に適合した支出であることを確認したときは、当該収支報告書等の写しを知事に送付するものとする。」と定める。

続く「条例」第11条（政務活動費の額の確定）は、「知事は、前条第2項の規定により収支報告書等の写しの送付を受けた場合は、その内容を審査し、当該収支報告書等に記載された支出が第3条第2項の規定に適合した支出であると認めるときは、政務活動費の額を確定し、会派の代表者等および議員等に通知するものとする。」と定める。

さらに「条例」第15条（透明性の確保）は「議長は、第10条第1項および前条に定めるもののほか、県民への情報の提供等、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。」と定める（下線引きは請求者による。）。

「収支報告書等」は、県民が政務活動費の支出を検証する唯一の資料であるにも関わらず、2022年度福井県議会政務活動費の支出には、県民が検証できないずさんな収支報告書等が存在した。

これらの「収支報告書等」による支出を看過することは、「条例」第3条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）の趣旨に沿わないことであり、よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、福井県知事に対し、下記のとおり、これらの支出を行った3名に支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じることを求める。

## 記

### 1 西本恵一議員の「空の領収書」について

西本恵一議員の「領収書等添付票」中、金額の記載の無い「空の領収書」（日付、宛名、但し書きの記入も無し）による支出が2件存在した。下記の2件の支出の全額返還を求める。

そして、大森哲男議長（当時）には、形式検査でチェックできるはずの「空の領収書」を、なぜ受領したのかについて、説明を求める。

(1) 整理番号35-1 広聴広報費（通信運搬費 = 2万6,143円）

(2) 整理番号36-1 調査研究費（会議費負担金=1万円）

## 2 島田欽一議員の調査研究費について

島田欽一議員は、8月28日から9月4日の期間内に2件の視察を行い、各旅費を調査研究費で充当している。

視察場所は、8月28日から9月2日の期間がマレーシア、9月2日から9月4日の期間が北海道である。「県外・海外調査報告書」には、マレーシアの視察旅費が526,815円、北海道の視察旅費が76,660円と記載されている。

しかし、双方の「県外・海外調査報告書」（別紙含む）には虚偽記載等が散見される。よって、虚偽記載等の部分については、事実に基づいた記述に訂正することを求める。

### (1) マレーシア視察について

#### ① 「県外・海外調査報告書」別紙の虚偽記載

「県外・海外調査報告書」別紙の「福井県・マレーシア友好交流構築訪問事業報告」の「2. スケジュール」の表には、「9月2日(金)7:05成田空港到着/13:47JR武生駅到着」と記載されている。

しかし実際は、北海道視察のため、同日8:05発の成田空港発1号車に乗車し、羽田空港に向かっているため虚偽記載である。

#### ② 支払証明書中の旅費

支払証明書(228-1、241-1、246-1)には、「国外視察に対しての打ち合わせ」として旅費(3件とも1,258円)が計上されている。「県外・海外調査報告書」の交通費にこの3件も加えるべきである。

### (2) 北海道雨竜郡幌加内町の視察について

「県外・海外調査報告書」に「成田空港-羽田空港」間の交通費3,200円を計上しているが、計上の理由の記載が無い。さらに航空券代「小松-羽田-旭川 新千歳-小松」のルートも、先述(1)①の通り、小松発ではない。

## 3 力野豊議員の広聴広報費について

力野豊議員は、2023年の2月21日から3月22日の期間に、敦賀市の各地区で県政報告会をほぼ連日開催し、28件の会場使用料を広聴広報費で全額充当している。しかし、これらの開催は、4月の統一地方選挙を強く意識した後援会活動であることは明らかであり、政務活動費を充当することは不適切である。

さらに、領収書等添付票(25枚)を基に作成した別紙(※)の通り、不透明な点が複数存在する。よって、28件の会場使用料の合計額160,700円について、全額返還を求める。

(※)「力野豊議員/広聴広報費(県政報告会の会場使用料)の支出一覧」

### (1) 会場使用料について

開催回数28回の支出合計額は16万7000円(内、1件は領収書無し)、内訳は1万円(4件)、9千円(1件)、8千円(3件)、7千500円(1件)、7千円(1件)、6千円(1件)、

5千4百円（1件）、5千円（9件）、3千5百円（1件）、3千円（4件）、千3百円（1件）である。

しかし、会場使用料の根拠（使用料の規約等）を示す資料が添付されていない。

## （2）領収書（要件その他）について

### ①住所の記載無しが23件

「力野豊議員／広聴広報費（県政報告会の会場使用料）の支出一覧」（以下「別紙一覧表」という。）の通り、住所の記載の無い領収書は23枚に及ぶ。

住所部分がマスキングされているのではなく、領収書の体裁からは当初から住所の記載は無かったと考えざるを得ない。

### ②発行者不明が1件

別紙一覧表の通し番号3は、発行者の部分が全てマスキングされている（これ以外は、各地区の区長、町内会長等の肩書きは判別可能。）。

### ③会場が不明

会場使用料の支出であるにも関わらず、11件の会場名が不明である。

## <添付資料>（添付は省略）

### （1）支出証拠資料等（ネット公開）の写し（両面印刷有り）

①西本恵一議員の調査研究費（1枚）

② // 広聴広報費（1枚）

③島田欽一議員の調査研究費（19枚）

④力野豊議員の広聴広報費（25枚）

### （2）「力野豊議員／広聴広報費（県政報告会の会場使用料）の支出一覧」（1枚）

## 第2 監査委員の除斥

福井県監査委員のうち兼井大および山浦光一郎は、法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査に加わらなかった。

## 第3 請求の受理

本件措置請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年9月21日付けてこれを受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出および陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和5年10月4日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、同日、請求人が出席し、改めて請求の要旨について陳述した。

### 2 監査対象機関

## 福井県議会局

### 3 監査対象としなかった事項

請求人の主張のうち、次の2事項については、監査の対象としなかった。

- (1) 請求事項「1 西本恵一議員の「空の領収書」について」中、「大森哲男議長（当時）には、形式検査でチェックできるはずの「空の領収書」を、なぜ受領したのかについて、説明を求める。」については、経緯の説明を求めているにすぎず、法第242条第1項に定める要件を欠くため。
- (2) 請求事項「2 島田欽一議員の調査研究費について」中、「(1) ②支払証明書中の旅費 支払証明書（228-1、241-1、246-1）には、「国外視察に対しての打ち合わせ」として旅費（3件とも1,258円）が計上されている。「県外・海外調査報告書」の交通費にこの3件も加えるべきである。」については、書類のまとめ方についての意見を述べているにすぎず、法第242条第1項に定める要件を欠くため。

## 第5 監査の結果

監査結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

### 1 西本恵一議員の「空の領収書」について

#### (1) 事実関係の確認

監査対象機関（以下「対象機関」という。）から、

- ・ 請求の対象となった西本恵一議員の領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）に添付された領収書には、日付、宛名および但し書きが適正に記載されていたが、ホームページ公開用に加エソフトウェアを利用してPDFデータ化を行う過程において、カーボン複写により青色で記載された金額等の部分が公開用データ上では消えた状態となったが、そのまま公開してしまった。
- ・ 原本および議会図書室で閲覧に供している公開資料には金額等が適正に記されている。

との説明があった。

監査において、対象機関に対し、西本恵一議員から提出された領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）について、原本および議会図書室で閲覧に供している公開資料の提示を求め確認したところ、金額等は適正に記載されていた。

また、監査委員事務局職員の立会いの下、対象機関に対し、領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）の原本について、公開用データ作成時と同様の作業を実施させたところ、金額等の部分が消え、公開用データに反映されなかった。

#### (2) 監査委員の判断

以上のことから、西本恵一議員が提出した領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）には適正な領収書が添付されていたものの、対象機関のホームページ公開作業段階で空白部分が生じたものと認められ、請求人の「金額の記載の無い「空の領収書」（日付、宛名、但し書き

の記入も無し)による支出が2件存在した。」との主張は当たらない。

## 2 島田欽一議員の調査研究費について

### (1) 事実関係の確認

対象機関を通じて、本人に聞き取りを行ったところ、

- ・ マレーシア視察(8月28日(日)~9月2日(金))について、最終日の9月2日(金)の実際の行程は、「マレーシアから航空機で成田空港到着後、8時05分成田空港発の東京空港交通で羽田空港に向かい、北海道幌加内そば祭り視察のため、11時15分羽田空港発の航空機に搭乗し、旭川に到着」であった。
- ・ 県外・海外調査報告書に添付された福井県・マレーシア友好交流構築訪問事業報告の「9月2日(金)13:47JR武生駅到着」の記載は、マレーシア視察の行程としては誤りであった。
- ・ 支払証明書(整理番号253-1)の「自宅から越前市往復45km」との記載は、マレーシア視察の行程としては誤りであり、正しくは「自宅から越前市22km」であった。
- ・ 幌加内そば祭り視察に関する県外・海外調査報告書および領収書等添付票(整理番号254-1)にある旅費73,460円に含まれる航空券代は支払っているが、そのうち小松-羽田間については利用しなかった。

ことが確認された。

また、対象機関から、

- ・ 政務活動費支出に係る審査において、行程および報告書記載事項の確認が不十分であった。
- ・ 聞き取り時に誤りを認識した本人から、不適切であった部分について返還したい旨申し出があり、10月13日に議長あて政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、10月23日に支払証明書(整理番号253-1)のうち誤りであった23km分の交通費851円、領収書等添付票(整理番号254-1)のうち利用のなかった小松-羽田間を含む小松-羽田-旭川分の航空券代31,140円、宿泊料の一部4,600円、合計36,591円が県に返還された。

との説明があり、監査において、政務活動費収支報告書の訂正内容および訂正に伴う政務活動費の県への返還を確認した。

### (2) 監査委員の判断

以上のことから、島田欽一議員の政務活動費について、調査研究費に係る旅行行程等の誤りにより一部不適切な支出があったと認められるが、既に相当額が返還され、政務活動費を充てた支出から除外されており、県に返還を求めべき支出は存在していない。

## 3 力野豊議員の広聴広報費について

### (1) 事実関係の確認

対象機関から、

- ・ 政務活動費については、福井県議会が定めている「政務活動費マニュアル」(令和3年4月改訂)において、使途基準等を明確にしており、広聴広報費として、議員が行う福井

県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費に充てることができ、県政報告会の会場使用料等も対象となる。

- ・ 力野豊議員の県政報告会への支出に関しては、領収書等添付票に記載された使途内容および添付された領収書ならびに議員が整理保管している政務活動記録表の記載により確認し、適切と認めたものである。

との説明があった。

また、会場使用料の根拠(使用料の規約等)を示す資料が添付されていないことについては、

- ・ 政務活動費マニュアルでは、県政報告会の会場使用料に政務活動費を充てる場合に、料金表など金額の根拠の提出までは求めている。
- ・ 適切な相手方に会場使用料として支払ったことを証明する書類をもって確認し、判断している。

との説明があった。

さらに、住所の記載のない領収書が23件あることについては、

- ・ 自治会が領収書を発行する場合、様式や記載内容は発行者により異なっており、宛名、日付、金額、発行者、使途内容等を総合的に確認した上で、支払いを証明するものとして適当と判断している。
- ・ 添付されている領収書の発行者は各自治会の区長であり、住所の記載がなくても、署名や領収印の確認をもって証拠書類として認めている。

整理番号164-2の領収書等添付票に添付された領収書の発行者部分が全てマスキングされていることについては、

- ・ 区長等の肩書の記載がなく、個人名のみ記されていたためである。
- ・ 発行者は区長であり、区長の印が押されている。

11件の領収書で会場名が不明であることについては、

- ・ 領収書等添付票に記載された使途内容および政務活動記録表の記載により確認し、適切と認めた。
- ・ 力野豊議員に対し、県政報告会に係る案内状等の提出を求めたところ、開催案内チラシの提出があり、同資料により各会場において県政報告会を開催したことを改めて確認した。

との説明があった。

その上で、対象機関からは、「これらのことから、今回住民監査請求の対象となった力野豊議員の県政報告会に係る会場使用料について、政務活動費の充当は適切と判断したが、力野豊議員から、県民から疑念を持たれかねないのであれば、当該県政報告会に係る経費へ政務活動費は充当せず、県に返還したい旨の申し出があり、その後、10月13日に議長あて政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、10月23日に会場使用料160,700円、旅費8,547円、食糧費47,880円、合計217,127円が県に返還された」との説明があり、監査において、政務活動費収支報告書の訂正内容および訂正に伴う政務活動費の県への返還を確認した。

## (2) 監査委員の判断

以上のことから、政務活動費を県政報告会に係る会場使用料等に充てることは、政務活動費マニュアルの使途基準上認められており、今回対象とされた県政報告会の開催については、開

催案内チラシ、各自治会区長の会場使用料領収書により証明されていることから、不適切な支出とは言えない。また、当該県政報告会に係る会場使用料、旅費および食糧費の合計 217,127円について、力野豊議員から県に自主的に返還され、政務活動費を充てた支出から除外されている。

## 2 結 論

本件措置請求には、理由がないものと認め棄却する。

## 3 意 見

政務活動費について、今回、透明性を高めるために行っている資料の公開に一部不正確な部分があったことや充当に一部誤りがあったことは遺憾である。

政務活動費は公金で支出されており、厳正な取り扱いが求められることから、地方自治法および福井県政務活動費の交付に関する条例に適合した支出となるよう使途基準や事務処理について定めたマニュアルを遵守し、適正な執行および審査、正確な情報の公開に一層努めることを求める。